

## 委員からの追加意見

(課題毎に事務局が整理したものである。)

課題	追加意見
<p>(2) 初期対応の迅速化や機関連携の仕組みの整備</p>	<p><b>【秋山委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童相談所の専門性を他の機関や地域と共有することが大切。そうすることで、より多くの人々が虐待問題を身近に考える構図を検討する必要がある。</li> <li>○ 児童相談所をトップにしたピラミッドではなく、各機関の特色や専門性を生かしたインターフェイスを活用するイメージの構図が適切。</li> <li>○ その中で、相談や支援の部門を別にする、民間(NPO)を活用することも十分可能と考えられる。</li> </ul> <p><b>【泉谷委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童館や子育て支援拠点などと児童家庭支援センターが連携して地域の中での相談・居場所づくりを行えるように、資金面の支援や、そういった機関で働く職員への虐待対応研修などを実施する必要がある。</li> </ul>
<p>(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について</p>	<p><b>【笹井委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童相談所は要保護児童対策地域協議会の重要な構成員であり、助言者としての役割を持つ一方で、同時に構成員でもあるため、児童相談所が助言者の役割に特化してしまうと要保護児童対策地域協議会が適切に機能しない。児童相談所は要保護児童対策地域協議会に対して2つの立場で関わっているということであり、これを地域のケース担当者単独で担うことは難しい。</li> <li>○ また、助言という役割を担う職員については一定の知識・経験と立場が必要である。既に児相によっては課長級職員と担当者で参加して効果を上げているところもあると承知しており、全ての児相でこのことが出来る体制整備が必要。</li> <li>○ 要保護児童対策地域協議会の重要な構成機関である児童相談所が、市町村調整機関と並列的な立場で関わることで、児童相談所ケースも含めた全ケース把握や市町村要保護児童対策地域協議会の適切な運営に効果があると考えられる。</li> </ul>

<p>(4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について</p>	<p><b>【佐藤委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通告、調査、アセスメント、法による介入を行う機関と、虐待予防、親子統合・親支援（在宅支援を含む）を行う機関に分けて充実・機能強化を図ることが必要。</li> <li>○ さらに、児童相談所機能のうち在宅支援のところは市町村に、市町村機能の通告受理はすべて児童相談所にと役割分担を明確にすべき。アセスメントする専門性は児童相談所で充実強化し、ある程度の人数が集まることでノウハウの蓄積や継続が可能となる。</li> <li>○ また、これにより、虐待事例は児童相談所にすべて集約することができ、疫学的な分析を行うことが可能となる。</li> </ul> <p><b>【菅野委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期的な視野でのシステム検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状は、「児童相談所と市町村の二重構造になっていること」「一機関で介入・調査、評価と支援計画、支援の実施を担うこと」になっており、基本的なシステムを長期的な視野で見直す時期に来ている。</li> <li>・児童相談所や市町村が担っている、「介入・調査」、「判断・支援のプランニング」、「実際の具体的支援」を独立した機関が行うような検討が必要。</li> </ul> </li> <li>○ 児童相談所の専門性強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所は、業務量に対して人手が圧倒的に不足しており、また人事異動などで職員が入れ替わることで、専門性の強化も十分ではない。</li> <li>・虐待対応には、特殊な枠組みや技術を必要とすることが明らかになっており、専門分化した業務に対応する職員を養成する教育・学習のシステム化が必要。</li> </ul> </li> <li>○ 総合的な施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達上のニーズを保障するという視点で長期計画を立てて、その一部に虐待などの特別に支援が必要な子どもへの対応部門があるという形がよい。</li> </ul> </li> </ul>
<p>その他</p>	<p><b>【藤平委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居住実態が把握できない子どもの調査に関して、国は市町村から調査内容での問題点について把握をして、その対応方法等について全国共通マニュアルを作成する必要がある。</li> </ul>